

平成27年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成27年9月18日（金曜日） 午前11時25分開議

- 第 1 認定第 1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 2 認定第 2号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 3 認定第 3号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 4 認定第 4号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 5 認定第 5号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 6 認定第 6号 平成26年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 7 認定第 7号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 8 認定第 8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 9 議案第51号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算
- 第10 議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第11 議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第12 議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第50号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第14 発議第 8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第15 発議第 9号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する意見書（案）
- 第16 請願第 3号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する請願
- 第17 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |

5番 細谷久雄君
7番 星川三喜男君

6番 東海林繁幸君
8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	和田行雄君
総務課参事	吉田智一君
総務課主幹	野露みゆき君
まちづくり 推進課長	遠藤義一君
まちづくり 推進課主幹	藤田徹君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
産業建設課参事	平中敏志君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	矢上裕寛君
保健福祉課主査	北村哲也君
教育委員会主幹	工藤正勝君
会計管理者	藤井富子君
国保病院事務長	小林嘉仁君
国保病院事務次長	長尾享君
代表監査委員	代蔵恵三君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

（午前11時25分）

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第1、認定第1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8、認定第8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○決算審査特別委員長（宮崎泰宗君） それでは、昨日から本日にかけて平成26年度中頓別町各会計決算審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書のとおりでございますが、読み上げて報告いたします。

平成27年9月18日、中頓別町議会議長、村山義明様。

決算審査特別委員会委員長、宮崎泰宗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定であります。認定第2号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。認定第3号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定であります。認定第4号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定については、認定であります。認定第5号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定であります。認定第6号 平成26年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。認定第7号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。認定第8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

なお、審査結果に対し意見が付されておりますので、読み上げてご報告いたします。

審査意見、1、各種基金の運用について、安全で最も有利な条件での運用を検討すべきである。

2、自動車学校の運営について、年々減少する教習生の確保について改めてより効果的な募集方法を検討すべきである。

3、人口減少に伴い減少している各会計の運営歳入について、将来の安定的な運営のため使用料、手数料の改正、ふるさと納税の拡大を含めた歳入の確保を検討すべきである。

以上をもって審査報告といたします。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

認定第1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第1号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

認定第2号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第2号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

認定第3号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第3号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

認定第4号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第4号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第4号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

認定第5号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第5号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第5号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

認定第6号 平成26年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第6号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第6号 平成26年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

認定第7号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第7号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第7号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定

することに決定しました。

認定第8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第8号は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

◎議案第51号

○議長(村山義明君) 日程第9、議案第51号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 議案第51号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算について、詳細につきましては後ほど和田総務課長から内容の説明をさせていただきますけれども、私から冒頭一言申し上げたいと思います。

昨日提案をさせていただきました一般会計補正予算につきましては、私どもの手続の問題や計画性というような点でご指摘をいただき、残念ながら否決になったということであり、率直にこの経緯について反省とおわびを申し上げますとともに、改めて問題となった住宅の建設に関する部分を除いた補正予算という形で提案をさせていただくことにいたしました。また、今の関係の住宅につきましては、改めて経緯の整理、それと明確な計画等をお示しした上で再提案をするような運びとしたいというふうに思います。ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

では、内容について和田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、新たな追加議案としての議案第51号になりますので、昨日同様に全部を説明させていただくということでご容赦を願えればと思います。この後の特別会計がありますので、今後議事録に残るといこともございますので、詳細を急ぎ提案させていただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度中頓別町一般会計補正予算。平成27年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,048万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,957万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年9月18日提出、中頓別町長、小林生吉。

4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。変更事業のみご説明申し上げます。起債の目的、過疎対策事業債のうち、新たに看護師宿舎整備事業として3,000万円を追加するもので、過疎対策事業債の借入れ限度額を変更前1億3,550万円から変更後1億6,550万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

起債の目的であります。臨時財政対策債は、借入れ限度額を変更前1億163万5,000円から1億1,283万9,000円とするもので、普通交付税の確定に伴う変更で、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明を申し上げます。10ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に51万1,000円を追加し、2,041万円とするもので、内訳は11節需用費で24万3,000円を計上し、芝刈り作業中に小石が飛んで破損した役場庁舎窓ガラスの修繕を行うものであります。なお、当該修繕費は、建物災害共済保険で補填をされるものでございます。12節役務費では26万8,000円を計上し、本年10月1日からの機構改革に伴う机等の配置がえによる電気、電話回線移設などに20万円、社会福祉法人南宗谷福祉会から寄附を受けた共同住宅を町有財産としたことから、建物災害共済保険に1万3,000円、本年11月に完成する小学校教員住宅2棟に同じく建物災害共済保険5,000円を計上しております。また、本年8月に鍾乳洞業務用として購入した軽トラックの自動車損害共済保険料として3万7,000円、ピンネシリ地区のおためし暮らし住宅に合併処理浄化槽5人槽を設置したことによる浄化槽法定検査料1万3,000円を計上しております。

5目企画費では、既定額に29万6,000円を追加し、5,077万7,000円とするもので、18節備品購入費として、ピンネシリ地区のおためし暮らし住宅に設置するテレビ、冷蔵庫、洗濯機、オーブンレンジ、掃除機を購入するための費用計上であります。

8目防災対策費では、既定額に6万9,000円を追加し、11万1,000円とするもので、11節需用費として、防災訓練に係る事務用品及び消耗品購入予算2万円を計上、18節備品購入費として、実際の災害時の断水等に備え、給水車からの給水配付用の給水袋、2日分6リットル用100枚を購入するため、4万9,000円を計上しております。

10目情報推進費では、既定額に10万5,000円を追加し、664万円とするもので、12節役務費として、役場庁舎でインターネット接続を容易にするワイファイ親機を

設置し、利用可能にするための経費として10万5,000円を計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に11万5,000円を追加し、1,800万1,000円とするものでございます。内訳は、いわゆるマイナンバー制導入の準備として、公的個人認証の署名用電子証明書の暗証番号の入力が必要となるため、タッチパネルの購入費用として18節備品購入費7万6,000円及び13節委託料として保守委託料3万9,000円を計上しております。

12ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に252万2,000円を追加し、9,439万1,000円とするものでございます。内訳は、13節委託料でマイナンバー制導入に係る障害者福祉システム等の整備委託料として109万2,000円を計上、23節償還金利子及び割引料では平成26年分の障害者自立支援給付費の国庫負担金など、いずれも事業費精算による返還金合計143万円を計上しております。

2項児童福祉費、7目養育等医療費は、既定額に8万円を追加し、68万円とするもので、内容は23節償還金利子及び割引料として平成26年度育成医療等国庫負担金返還金を計上しております。

13ページでございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に61万4,000円を追加し、953万4,000円とするもので、マイナンバー制導入に係る健康管理システム等の整備委託料として59万4,000円を計上、18節備品購入費として、健康管理システム用のインクジェットプリンターが修理不能のため、新たに1台の購入費として2万円を計上しております。

5目病院費では、既定額に4,966万8,000円を追加し、1億6,029万9,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金として4,966万8,000円、同額を計上、内容は国保病院に増設するリハビリ施設分として1,835万円、看護師宿舎整備事業の過疎対策事業分として3,000万円、車庫設置費用分として131万8,000円を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額に15万円を追加し、249万5,000円とするもので、内容は9節旅費で研修会等への参加のため普通旅費8万4,000円、13節委託料として、農地基本台帳管理業務委託料の不足に伴い、6万6,000円を追加しております。

2目農業振興費では、既定額に1,833万4,000円を追加し、6,816万2,000円とするもので、9節旅費で東京で開催される北海道農業担い手育成センター主催による新規就農相談会に参加するための普通旅費27万4,000円を追加計上、19節負担金補助及び交付金として、酪農研修生の宿泊施設及び研修施設整備への助成金として建設費の半額に当たる1,787万5,000円を計上、新規就農希望者酪農研修受入事業補助金として18万5,000円を追加、合わせて1,806万円を追加計上するものでございます。

3目畜産業費は、既定額に174万円を追加し、3,070万4,000円とするもので、畜産担い手育成総合整備事業負担金として、草地整備の面積が41.9ヘクタールから52.4ヘクタールへ10.5ヘクタールふえたことによる追加計上であります。

5農業者年金費は、既定額に8万9,000円を追加し、48万円とするもので、内容は農業者年金事務委託金が増額となったことから、事務執行に必要な9節旅費2万8,000円及び11節需用費6万1,000円を追加計上するものであります。

15ページでございます。2項林業費、1目林業振興費では、既定額に4万1,000円を追加し、1,922万6,000円とするもので、内容は24節投資及び出資金で、歳入として受けた中頓別・浜頓別町森林組合出資配当金をそのまま出資金とするものであります。

16ページ、7款1項商工費、2目観光費では、既定額に163万6,000円を追加し、4,736万円とするもので、内容は15節工事請負費で、ピンネシリ温泉及び道の駅出入りに係る国道上り右折レーンの設置工事が実施されており、国道の拡幅に伴う温泉入り口の一部を改修するための工事費として63万8,000円を計上、18節備品購入費として、温泉の室内電話機更新のため92万9,000円、オートキャンプ場コテージ乾燥機1台を更新するため6万9,000円を計上したところであります。

17ページであります。9款1項1目消防費では、既定額に879万2,000円を追加し、1億5,813万3,000円とするもので、内容は19節負担金補助及び交付金で消防組織発足100周年記念事業として、消防団安全装備品整備事業で団員の活動服、防火服、それぞれ55着を購入するための追加計上であります。整備品の詳細につきましては、予算書末尾に明細書及び消防支署作成の配付資料をご参照願います。購入の理由でございますが、来年度当町において消防組織が発足して満100年を迎えることから、その記念事業であるとともに、平成25年12月に消防団員を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、これを背景に消防団員装備基準と消防団員制服基準が昨年2月に改正されました。現在の団員活動服は平成11年に購入し、16年が経過、また防火衣については平成6年に購入し、21年も経過したものであり、消防団活動上、安全管理の徹底を図るため、新たな素材や型式等の基準を満たすものに更新するものであります。

18ページでございます。12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に572万1,000円を追加し、1億3,490万6,000円とするもので、28節繰出金で介護保険事業特別会計繰出金545万7,000円、後期高齢者事業特別会計繰出金26万4,000円を追加計上するものであります。

6ページにお戻りください。歳出合計、既定額に9,048万3,000円を追加し、28億4,957万円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをごらんください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に24万8,000円を追加し、5,981万6,000円とするもので、5節低所得者保険料軽減負担金として、

歳出の特別会計繰出金、介護保険特会に充当するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に112万4,000円を追加し、2,368万2,000円とするもので、歳出の3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費のマイナンバー制導入に係る障害者福祉システム等の整備委託料及び4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費の健康管理システム等の整備委託料に充当する補助金でございます。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金は、既定額に12万4,000円を追加し、4,671万1,000円とするもので、9節介護保険料軽減負担金として歳出の特別会計繰出金、介護保険特会に充当するものであります。

2項道補助金、3目農林業補助金は、51万6,000円を追加し、5,863万8,000円とするもので、1節農業委員会補助金21万6,000円は歳出の農業委員会費に充当しております。13節草地生産力向上支援特別対策事業補助金30万円は、畜産担い手育成総合整備事業負担金に充当するものであります。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に4万1,000円を追加し、4万2,000円とするもので、歳出の中頓別・浜頓別町森林組合出資金に全額充当するものであります。

18款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に4,188万6,000円を追加し、4,624万7,000円とするもので、1節前年度繰越金で各歳出の一般財源とするものであります。

9ページでございます。19款諸収入、6項1目雑入では、既定額に177万1,000円を追加し、2,057万6,000円とするもので、1節雑入として、農業者年金事務委託金8万8,000円、畜産担い手育成総合整備事業補助金144万円、建物災害共済保険24万3,000円を歳出の各予算に充当するものであります。

2目過年度収入につきまして356万9,000円を計上し、1節国庫支出金、障害者自立支援給付費国庫負担金の追加交付として231万1,000円、2節道支出金、障害者自立支援給付費道費負担金追加交付として125万8,000円を前年度収入分として計上するものであります。

20款1項町債、1目過疎対策事業債、3目臨時財政対策債につきましては、第2表、地方債の補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

5ページにお戻りください。歳入合計、既定額に9,048万3,000円を追加し、28億4,957万円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今後のために1点だけお伺いしておきたいなと思ったので、お伺いしますが、昨日の寄附を受けた住宅の件なのですけれども、きょう登記と事業の資料を

ご提出いただきましたので、きのうも出ていた住宅の利用の関係についてお伺いしたいなと思うのですけれども、登記を受けて、その時点では住人の方がいらしたと、その後もいらしてという、そのタイムラグの関係で家賃等が発生するのか、いただくことはできるのかという、きのうもそういう質問をさせてもらって、いまいちはっきりどういふふうな対応ができるのかというのがわからなかったのですけれども、これは住人の方に対するものであっても、はっきり言って住人の方からすれば、今回行政と、私は法人も含まれると思いますけれども、一番ご迷惑をかけたのは住人の方に対してなのではないかなと思うので、例えば家賃を請求するにしても、住人の方はそんなことはわからなかったかもしれないし、だったら法人ということにもなると思うのですけれども、そういった対応についてもう少し明確にしていだけないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） きんのうも若干説明しましたけれども、確かに説明不足といえますか、明確な答えというのが出せないというのが実際のところでございます。それで、宮崎議員のおっしゃるとおり、所有権移転登記が8月13日でございます、きのう説明したとおり、1名の入居者が8月22日まで入居していたというのも事実でございます、その間の家賃については、きのう明確に答弁できなかったのですけれども、確かに町の所有になって、住んでいるということは事実でございますけれども、かといって町がその入居者の方から家賃を徴収することができる条例等の根拠がないのです。ですので、今の段階では入居者の方から数日間の家賃を徴収することには制度上ならないと。きのうも若干話しましたが、町も交付金の申請等々ということもあって、寄附の受け入れだとか所有権移転登記を急いだということもあって、所有権移転登記が完了する前に1名の入居者の方が退去するということは確定していたものですから、そういったことも進めてきたわけでございます、その辺の一連の進め方や町の所有になってから入居者の方が若干入居されているというようなことについては話はしていたのですけれども、家賃に対する明確なものというは実際ないということでございます。ちょっと答弁になっているかどうかわかりませんが。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 課長のほうから、家賃等が発生するというか、いただけるような根拠というのは現状ないというようなことなのですか、これは課長会議とか町長のお考えとか、総務、税務、そういうほうと協議された上でそういう判断をされたのか。また、今後もしかしたらまたそういうこともあるかもしれないなと思うのですけれども、そういうときにまた同じようなことで対応されるのか、何もできないということになるのか、その点ほかのお考えもお伺いしたいなと思うのですけれども。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） きんのうのきょうで、その件に関しての協議は行っておりませんの

で、改めて詳細をしっかりと庁内で取り扱いについて検討させていただきお時間をいただければというふうに思います。ただ、1点だけ中原課長の説明に補足をさせていただきますと、本来であれば完全に退去した後に所有権移転をすれば何ら問題がなかったかなというふうに思います。ただ、それを登記を急いだ理由としては、国に対して補助金の申請する時点で所有権が町にないものは申請できないということから、専ら町の事情をもって所有権を早く移転させてほしいというようなお願いを法人にしているということから考えますと、法人に対しても、あるいは入居者に対しても請求はなかなか難しいということになるのではないかとこのように思います。ただ、改めて、今私の答弁もきちんと庁内でその他の問題点などについて確認しているわけでありませぬので、おおむね今のような考え方をもち最終的に庁内で確認させていただきということでご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について、矢上保健福祉課長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,081万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,531万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に142万9,000円を追加し、457万5,000円とするもので、これは国庫補助金申請に使用する国保ラインシステムの制度改正に伴う改修費とマイナンバー制度導入に伴う社会保障税番号制度システムの改修費用を追加するものでございます。

8ページをお開きください。9款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設繰出金では、既定額に938万7,000円を追加し、1,136万7,000円とするもので、これは国民健康保険病院の看護師住宅建設事業により特別調整交付金が交付されることに伴い、国民健康保険病院の繰出金を追加するものでございます。

5ページをお開きください。歳出、既定額3億450万円に対して1,081万6,000円を追加補正し、3億1,531万6,000円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。6ページをお開きください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、既定額2,246万6,000円に1,030万4,000円を追加し、3,277万円とするもので、これは歳出で説明いたしました看護師住宅建設事業に係る直診勘定繰り出し分とシステム改修に伴う特別調整交付金として追加するものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額に51万2,000円を追加し、51万7,000円とするもので、前年度繰越金を追加するものでございます。

4ページをお開きください。歳入、既定額3億450万円に対して1,081万6,000円を追加補正し、3億1,531万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(村山義明君) 日程第11、議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、小林国保病院事務長より説明させていただきます。

○議長(村山義明君) 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長(小林嘉仁君) それでは、議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。総則、第1条、平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも既決予定額に260万円を追加し、5億3,010万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入は、既決予定額に8,905万5,000円を追加し、1億1,748万7,000円、支出は既決予定額に1億544万6,000円を追加し、1億6,610万5,000円とし、収支で不足する額4,861万8,000円は当年度損益勘定留保資金で補填いたします。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。起債の目的、病院事業の看護師宿舍整備事業、限度額は3,000万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償

還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

2ページをお開き願います。他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金としまして、既決予定額に4,966万8,000円を追加し、1億8,125万9,000円とするものです。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。11ページをお開き願います。1款病院事業費用の既決予定額に260万円を追加し、5億3,010万2,000円とするものです。

1項医業費用、1目給与費は、給料から退職給付費までの区分の組みかえによりますので、補正額に変動はございません。内訳につきましては、4月から10月までの医師1名分の減及び看護師の育児休業や新規雇用見込みの減として給与及び手当、法定福利費、退職給付費を減額し、その分を出張医や派遣看護師で賄うため、賃金を増額しております。なお、職員給与条例で新設いただきました看護師による宿日直の自宅待機料の増加は、常勤医によります宿日直手当から組みかえを行い、増減なしで処理をしております。給与費の明細につきましては、5ページから9ページまで掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

3目経費につきましては、既決予定額に116万円を追加し、6,022万6,000円とするもので、出張医の増加に伴う旅費交通費で96万円の追加、派遣看護師等の増員による職員被服費を20万円追加いたしました。

1款病院事業費用、3項医業外費用、4目医師看護師養成費で新規計上としまして144万円を計上いたしました。これは、医師及び看護師等の養成に関する条例及び規則に基づく助成であり、次年度採用内定いたしました准看護師に係る助成金を計上するものです。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。10ページをごらんください。1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益としまして、既決予定額に260万円を追加して2億2,999万3,000円とするものです。病院事業収益総額としまして、既決予定額に260万円を追加し、5億3,010万2,000円とするものであり、収入、支出のバランスをとっております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。13ページをお開き願います。1款資本的支出としまして、既決予定額に1億544万6,000円を追加し、1億6,610万5,000円とするものです。

2項建設改良費、2目固定資産購入費の施設費としまして、リハビリ施設増設で3,674万7,000円を、看護師宿舎整備で6,869万9,000円の合わせて1億544万6,000円を追加いたしました。リハビリ施設増設では、本体が122平方メートル、渡り廊下を19平方メートルとしまして、総面積で141平方メートルといたしました。前回6月定例議会では増設場所を病院と調剤薬局の間を第1案、病院の裏を第2案と

してご提示させていただきましたが、建設コスト及び診療に影響します騒音等を考慮し、病院の裏側といたしました。看護師宿舎は、1戸2LDKの62平方メートルを4戸、共有スペースを37平方メートルとし、総面積で285平方メートルとさせていただきました。間取りでは、リビング8畳、洋室1は6畳、洋室2は5畳程度とし、各施設をコンパクトにまとめた設計となっております。詳細につきましては、平成27年8月28日のいきいきふるさと常任委員会の後に中頓別町議会第3回定例会に係る説明資料によりご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。なお、リハビリ施設につきましては、その後保健所等の確認をさせていただいております。そこで、渡り廊下等若干変更があるかと思えます。面積等も若干変更があるかなと思えますけれども、おおむねについては了解をいただいているところでございます。

続きまして、資本的収支の収入をご説明申し上げます。12ページをごらんください。1款資本的収入、1項負担金交付金、1目一般会計負担金では、既決予定額に4,966万8,000円を追加し、7,612万円とするものであり、リハビリ施設増設及び看護師宿舎の車庫の金額の2分の1の1,966万8,000円を建設改良費分として追加し、看護師宿舎整備に係る過疎債分3,000万円を新たに計上したものであります。

2項補助金、1目国庫補助金としましては、既決予定額に938万7,000円を追加し、1,136万7,000円とするもので、直営診療施設整備補助金として看護師宿舎整備の助成金を追加するものでございます。

3項企業債、1目企業債では、新たに3,000万円を計上するもので、看護師宿舎整備事業に係る病院事業債を計上するものです。

資本的収入総額としましては、既決予定額に8,905万5,000円を追加して1億1,748万7,000円とするものであり、収支で不足します4,861万8,000円は損益勘定留保資金で補填するものであります。

予定貸借対照表は3ページに、またキャッシュフロー計算書は4ページに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

平成27年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,155万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,001万8,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に449万7,000円を追加し、608万2,000円とするもので、これは介護保険システムの制度改正に伴う改修費用とマイナンバー制度導入に伴う社会保障税番号制度システムの改修費を追加するものでございます。

10ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額に30万7,000円を追加し、3,600万9,000円とするもので、これは8月から開始いたしました訪問看護に係る給付費を追加するものでございます。

3目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設と介護療養型医療施設の入所の増加に伴い、給付費を追加するものでございます。

11ページをごらんください。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目一次予防事業では、既定額に72万8,000円を追加し、301万8,000円とするもので、これは介護予防普及啓発につながる講演会を開催する経費として追加するものでござい

す。

12ページをお開きください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付加算金では、既定額に67万8,000円を追加し、87万8,000円とするもので、これは介護保険事業国庫補助金、地域支援事業国庫交付金、北海道地域支援事業の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

5ページをお開きください。歳出、既定額2億1,846万1,000円に対して2,155万7,000円を追加補正し、2億4,001万8,000円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。6ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、既定額に137万8,000円を追加し、3,017万8,000円とするもので、これは3月に改定いたしました新しい介護保険料をもとに7月の本算定をしたものと当初予算を精査したものでございます。

2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額に453万9,000円を追加し、6,536万9,000円とするもので、これは標準給付費の追加によるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金では、既定額に21万1,000円を追加し、117万3,000円とするもので、これも標準給付費の追加によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に236万3,000円を追加し、3,760万4,000円とするもので、これも標準給付費の追加によるものでございます。

7ページをごらんください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金では、既定額に156万5,000円を追加し、2,103万円とするもので、これも標準給付費の追加によるものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、既定額に18万2,000円を追加し、101万1,000円とするもので、これは介護予防事業の追加によるものでございます。

4目介護保険事業費補助金では、既定額に120万円を追加し、120万円とするもので、これは介護保険システム改修に係る補助金を計上したものでございます。

5目社会保障税番号制度システム整備費補助金では、既定額に115万円を追加し、115万円とするもので、これは社会保障税番号制度システム整備に係る補助金を計上するものでございます。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に272万3,000円を追加し、3,565万3,000円とするもので、これは標準給付費の追加によるものであります。

4款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、既定額に9万1,000円を追加し、50万5,000円とするもので、これは介護予防費の追加によるものでございます。

8ページをお開きください。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、

既定額に545万7,000円を追加し、3,770万2,000円とするもので、1節介護給付費繰入金では標準給付費を追加し、2節地域支援事業繰入金（介護予防事業）では介護予防事業分を追加し、4節その他繰入金では事務費繰入金として追加、5節では低所得者保険料軽減負担金繰入金として追加するものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に69万8,000円を追加し、69万9,000円とするもので、これは前年度繰越金を追加するものでございます。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億1,846万1,000円に対して2,155万7,000円を追加補正し、2億4,001万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第50号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第50号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成27年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,799万4,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に78万8,000円を追加し、242万9,000円とするもので、これはマイナンバー制度導入に伴う社会保障税番号制度システムの改修費用を計上するものでございます。

次に、5ページをお開きください。歳出、既定額2,720万6,000円に対して78万8,000円を追加補正し、2,799万4,000円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。6ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金では、既定額に26万4,000円を追加し、329万5,000円とするもので、これは一般会計から特別会計事務費負担分を追加補正するものでございます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障税番号制度システム整備費補助金では、既定額に52万4,000円を追加し、52万4,000円とするもので、社会保障税番号制度システムに係る補助金を計上するものでございます。

次に、4ページをお開きください。歳入、既定額2,720万6,000円に対して78万8,000円を追加補正し、2,799万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号

○議長（村山義明君） 日程第14、発議第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、発議いたします。

発議第8号。

平成27年9月18日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に

確保すること。

3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年9月18日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号

○議長（村山義明君） 日程第15、発議第9号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 発議第9号。

平成27年9月18日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。賛成者、中頓別町議会議員、佐藤奈緒。

宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

それでは、読み上げます。

宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する意見書（案）

北海道の小・中学校の半数はへき地校であり、中頓別町の小・中学校もへき地指定を受けています。

「へき地教育振興法」は昭和29年に制定され、憲法・教育基本法の理念である教育の

機会均等をへき地の教育に保障するため、国及び地方公共団体がなすべき施策と国及び道の財政保障を規定しています。具体的には、学校給食設備への補助、児童生徒の遠距離通学費に対する補助、児童生徒の保健管理費に対する補助、学校医の派遣謝礼・旅費の補助、高度へき地（3級地以上）の修学旅行費用に対する補助、学校建築費補助、へき地に勤務する教職員の医療交通費の補助、給与手当などの補助制度が「教育の機会均等」の見地から規定されています。

この法律の制定から60年が過ぎ、科学技術・通信網等は格段の進歩を遂げていますが、一方で人口の都市部集中・へき地での各種サービス機能の低下や医療過疎の振興・学校の統廃合など、都市部とへき地との格差は拡大し、その相対的へき地性は一層広がっているのが私たちの実感です。

宗谷は、そのへき地性から常に管内全ての小中学校が、へき地級地の指定を受けてきました。しかし前回（平成21年）のへき地級地見直しで、北地区にある稚内市の稚内中央小学校と稚内中学校だけが無級地と判断されました。これは「へき地教育振興法」が成立して以来、初めてのことであり、稚内市の教育振興上、大きな課題を生み出しています。

北海道教育の重点課題のひとつは学力向上です。この課題を解消するための不可欠の要素は、子どもたちのために教育条件整備を一層充実させることと、優秀な教員を育て、確保することです。へき地級地のダウンは、そのまま教育条件整備の後退であり、教育の保護者負担・自治体負担を増やすことに直結します。

つきましては、以上の趣旨に基づき、以下の事項について強く要望します。

記

1、宗谷管内各学校の現行級地は、引き続き維持していただきたい。そのため極寒地帯の配点について、体感気温を加味した運用等を行っていただきたい。また、「不健康地」の上限を廃止し、区分項目毎の配点を行っていただきたい。

2、あわせて、宗谷管内で稚内市の稚内中央小学校と稚内中学校のみが無級地となっている学校格差を解消していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道人事委員会委員長。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号

○議長（村山義明君） 日程第16、請願第3号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する請願は委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。請願第3号は、既に発議第9号において議決された意見書と同一趣旨のものでありますので、議決不要とし、採択されたものとみなすことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号 宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する請願は採択されたものとみなします。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第17、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回定例会を閉会します。

(午後 1時45分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員